

地域資源活用基盤整備支援事業

広大な本道では、新エネルギーの導入を行おうとする場合、電力系統に接続するために発電事業者が整備しなければならない送電線の負担が大きく、その初期費用の確保が必要となります。

本事業は、地域が有するエネルギー資源の最大限活用を図るため、地域や事業者が行う新エネルギーの導入を目的とした電力系統に接続するための送電線の整備に対して、予算の範囲内で補助するものです。

◆ はじめに

固定価格買取制度を活用して売電を行う取組に対し、初期費用を支援するものです。

売電収益から、補助金を返還していただく「収益納付」を条件としますので、ご注意ください。

◆ 対象となる方

- (1)道内に主たる事務所又は事業者を有する法人
- (2)市町村と「法人又は任意団体等」によるコンソーシアム

◆ 対象事業

固定価格買取制度を活用して売電する新エネルギー導入の取組であり、電力系統に接続するための送電線の整備工事（送電線整備に付随する関連の設備工事を含む。）を対象とします。

<対象事業例>

- 畜産系バイオマスや地熱などを活用して発電し、それを売電するために必要な電線整備工事
- 電線と一体となった変電設備 など

◆ 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助率	上限額
工事請負費、旅費、消耗品費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認められた経費	1/2	1,000万円

◆ 申請等

- ・申請に当たっては、令和元年（2019年）11月29日（金）までに、下記まで事業計画書を提出してください。
- ・有識者会議による意見聴取を踏まえて審査を行い、事業計画の認定の可否を決定します。

◆ ホームページURL

- ・交付要綱、公募案内、事業計画書など、以下ホームページからダウンロードしてください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kiban.htm>

事業計画書の提出先・お問い合わせ先
 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室
 省エネ・新エネグループ 担当：佐藤
 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話：011-204-5319（直通）

